

新制度に移行していない幼稚園を利用する子どもの保護者の方へ

幼稚園（新制度未移行を含む。）を利用する子どもの利用料は無料となります。

また、保育の必要性がある子どもが、幼稚園の預かり保育を利用する場合の利用料も無料となります。

無償化の対象となるためには、申請が必要になります。

1 無償化の対象者

市から無償化のための認定（施設等利用給付認定）を受けた子ども

◆施設等利用給付認定

1号認定	保育の必要性のない満3歳以上の子ども	幼稚園のみを利用（預かり保育を利用しない）する場合
2号認定	保育の必要性がある4月1日時点で3歳以上の子ども	幼稚園と預かり保育を利用する場合
3号認定	保育の必要性がある4月1日時点で3歳未満の市民税非課税世帯の子ども	

◆保育の必要性があるとは

保護者（父・母）のいずれもが、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 居宅外で就労している（予定を含む。）
- ② 自営業（自宅外自営、親族経営等の自営を含む。）
- ③ 出産前後（出産前8週間・後8週間に限る。）
- ④ 学校に在学中
- ⑤ 病気の時
- ⑥ 障がいがあるとき
- ⑦ 親族の介護しているとき
- ⑧ 求職活動中（3カ月に限る。）

2 申請に必要な書類

(1) 幼稚園のみを利用する場合（預かり保育を利用しない場合）

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第1号）

(2) 幼稚園と預かり保育を利用する場合

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）
- ・保護者（父・母）が1の①から⑧のいずれかに該当することを証明する書類

申請書の最後にそれぞれに必要な添付書類が記載されていますので、ご確認ください。

3 書類の提出方法

2の書類をまとめて、直接市の窓口（福祉総務課こども未来係）に提出するか、封筒に入れ封をして施設にお渡しください。

申請書に記載したマイナンバーの確認をしますので、施設経由で提出する場合は、マイナン

バーカードまたは通知カードの写し、申請者の本人確認書類の写しを同封してください。窓口
に直接提出する場合は、マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード、通知カードな
ど）、窓口で申請する方の本人確認書類をお持ちください。

4 提出期限

黒石市への提出期限は、認定希望日の前月 15 日です。

5 無償化の方法について

無償化分の給付方法は2種類あり、利用する施設等により異なります。

(1) 償還払い

保護者がいったん施設に利用料を支払い、保護者からの請求により市が無償化分を保護者
に支払います。

手順は次のとおりです。

- ① 利用料を施設に支払います。
- ② 施設から利用月ごとの「特定子ども・子育て支援提供証明書」、「特定子ども・子育て
支援の提供に係る領収書」を受け取ります。
- ③ 施設等利用費請求書（償還払い用）に②の書類を添付して、施設経由又は市に直接提出
します。
- ④ 市が請求の内容を確認し、無償化分を指定口座に振り込みます。

(2) 法定代理受領

施設が保護者に代わって市に無償化分を請求し、市が施設に支払います。

利用料が無償化上限額以内の場合は、保護者から施設への支払いはありません。

上限額を超えた差額は、施設にお支払いください。

【幼稚園利用料の無償化上限額：月額 25,700 円】

【預かり保育の無償化上限額】

施設等利用給付認定	上限額
2号認定	① 11,300円 ② (利用日数×450円) ③ 月額利用料 いずれか一番低い額
3号認定	(満3歳から) ① 16,300円 ② (利用日数×450円) ③ 月額利用料 いずれか一番低い額

※ 利用料は施設ごとに異なります。

問い合わせ先：黒石市健康福祉部福祉総務課こども未来係
電話 52-2111(内線 515・516) FAX 52-7151